

五泉市農業委員会

令和4年 第11回 定例総会議事録

会議開催 令和4年11月30日(水) 午後2時00分
場 所 村松公民館 4階 講堂

出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	五十嵐 敦
		係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について

局長 それでは、ご案内の時間となりましたので、令和4年第11回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会長 ～～あいさつ～～

議長 ただいまから、令和4年第11回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、19人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議長 それでは、議席番号14番 羽賀隆 委員、16番 樋口勝俊 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

調査班の班長16番 樋口勝俊 委員から報告してもらいます。

調査班長（樋口勝俊 委員）

はい議長。議席番号16番、現地調査班 樋口です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として11月の農地パトロールを実施しました。

本日9時00分から私ほか、酒井 委員、神尾 推進委員、樋口雄介 推進委員と、事務局の阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、下条、船越、三本木、五泉字田向、五泉字流間、羽下、一本杉、論瀬、馬下、川瀬。

村松地区では、青橋、寺田、高松、蛭野、石曾根等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数7件で、売買が2件、贈与が3件、使用貸借が2件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。譲渡人は姉妹の共有名義ですが、一人が市外在住であるなど管理ができないため、畑1筆、面積122㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

11 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

番号2番は、売買での所有権移転の案件となります。譲受人の経営規模拡大のため、田2筆、合計面積469㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

12 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号3番は、贈与での所有権移転の案件となります。譲渡人と譲受人は住所は異なりますが、同一経営体の親子であります。田5筆、畑6筆、合計面積2,575㎡を親子間で贈与するものです。

13 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

5 ページをご覧ください。番号4番は、贈与での所有権移転の案件となります。譲渡人の体調が悪く、農地の管理が困難なため、農地をいったん父親である譲受人に集

約し、市内在住の兄と共同で管理してもらうため、田 7 筆、合計面積 2,784 m²を子から親へ贈与するものです。

14 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

6 ページをご覧ください。番号 5 番は、贈与での所有権移転の案件となります。譲渡人と譲受人は住所は異なりますが、同一経営体の兄弟であります。田 1 筆、畑 3 筆、合計面積 3,565 m²を兄から弟へ贈与するものです。

15 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

7 ページをご覧ください。番号 6 番は、使用貸借の案件となります。譲渡人の経営移譲年金の受給資格の維持のため、田 23 筆、畑 2 筆、合計面積 24,675 m²を親子間で無償で貸し借りするものです。

16 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

10 ページをご覧ください。番号 7 番は、使用貸借の案件となります。譲渡人の経営移譲年金の受給資格の維持のため、畑 1 筆、面積 998 m²を親子間で無償で貸し借りするものです。

17 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（樋口勝俊 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は馬下地内の休耕畑、番号 2 番は橋田地内の田、番号 3 番は論瀬地内の田および畑、番号 4 番は高松地内の田および休耕畑、番号 5 番は寺田および青橋地内の休耕畑、番号 6 番は五泉字田向、五泉字流間、三本木、船越、下条、橋田地内の田および畑、番号 7 番は羽下地内の畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。21ページの番号3番から23ページの番号8番はひとつの案件のため、一括して審議いたしますが、そのうち、番号3番について、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号3番から番号8番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

21ページをご覧ください。番号3番から番号8番はひとつの案件であります。一本杉地内の田11筆、合計面積6,446㎡を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

43ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (樋口勝俊 委員)

はい議長。説明いたします。

番号3番から番号8番は一本杉地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号3番から番号8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号3番から番号8番は、原案のとおり決定されました。
関係委員は、入室して下さい。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号3番から番号8番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、先ほどご審議いただいた案件を含め総数4件で、使用貸借が1件、贈与が1件、賃貸借が2件であります。

21ページをご覧ください。番号1番は蛭野地内の田2筆、合計面積432㎡を個人住宅用地とする永久転用案件で、親子間の使用貸借となります。

30ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-(ア)」であります。申請地は、蛭野地内の第1種にも第3種にも該当しないその他2種農地で、小規模の生産性の低い農地であり、周辺への影響も少ない考えられるため、転用はやむを得ないものと判断いたしました。

なお、本日現地確認をしたところ、いわゆる丁張ではありませんが、建物の目安となる糸が張ってありました。それ自体は事前着工ではありませんが、紛らわしく誤解を招く行為であるため、申請人に対してそのような疑念を持たれる行為をしないよう注意いたしました。

21ページに戻っていただき、番号2番は石曾根地内の畑2筆、合計面積447㎡を個人住宅用地とする永久転用案件で、親子間の贈与となります。

36 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、石曽根地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

23 ページをご覧ください。番号9番と番号10番はひとつの案件となります。一本杉地内の田3筆、合計面積2,948 m²を砂利採取のための搬出入路とする一時転用案件で、賃貸借となります。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (樋口勝俊 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は蛭野地内の休耕畑で、事務局の説明のとおりでした。

番号2番は石曽根地内の休耕畑、番号9番と番号10番は一本杉地内の休耕田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 　　無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号3番から番号8番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 　　挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号3番から番号8番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 　　はい、議長。

議長 　　阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

53 ページをご覧ください。

番号 1 番は、平成 10 年 12 月に個人住宅の建築を目的として転用許可を受け、姉弟)間で贈与されたものですが、計画を履行できないために許可を取り消してもらいたいとのことであります。

転用許可の取消しについては県から基準が示されておりまして、現況が農地のままであれば許可を取り消すことができるとされております。

今回の場合、現地の状況は農地でありますので、取り消すことができると判断しております。以上、ご審議のうえ、承認くださいますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (樋口勝俊 委員)

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は川瀬地内の休耕畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消申請について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

63 ページをご覧ください。

今月は5件の申し出がありました。番号1番から番号5番の内容については、令和4年11月15日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番から番号5番は、売買の案件です。

番号1番は、合計面積3,476 m²。番号2番は、合計面積3,116 m²。番号3番は、合計面積1,966 m²。番号4番は、合計面積11,026 m²。番号5番は、面積645 m²。番号5番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

71 ページの番号5番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係委員退室)

議長 それでは「通常案件」の番号5番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

71 ページをご覧ください。番号 5 番は新規の利用権設定の案件です。番号 5 番は、合計面積 9,423 m²。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 5 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 5 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の番号 5 番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

先程、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は 85 件、その内、賃貸借の新規は 18 件、再設定は 67 件の申し出がございました。

67 ページからをご覧ください。番号 5 番を除く、番号 1 番から 18 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、面積 930 m²。番号 2 番は、合計面積 8,217 m²。番号 3 番は、合計面積 7,411 m²。番号 4 番は、合計面積 4,526 m²。番号 6 番は、面積 1,021 m²。番号 7 番は、合計面積 5,916 m²。番号 8 番は、合計面積 6,565 m²。番号 9 番は、合計面積 17,313 m²。番号 10 番は、合計面積 13,961 m²。番号 11 番は、合計面積 2,917.59 m²。番号 12 番は、合計面積 4,084 m²。番号 13 番は、合計面積 10,107 m²。番号 14 番は、合計面積 13,013 m²。番号 15 番は、合計面積 6,058 m²。番号 16 番は、合計面積 20,787 m²。番号 17 番は、合計面積 11,300 m²。番号 18 番は、合計面積 3,141 m²。

それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、86 ページをご覧ください。番号 19 番から 85 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 5 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 5 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8 報告事項に入ります。

「報告第 1 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 事務局。

松村主査 はい議長報告いたします。

163 ページからをご覧ください。第 10 回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。

番号 1 番から 165 番は、若宮地区における土地改良事業に伴う農地中間管理機構から借受人への農地貸借で、議案書記載のとおりであります。

最後に、番号 166 番は、耕作者の変更となります。こちらは中間管理事業で機構から譲渡人欄記載の方へ貸付けていたものでありますが、この度、譲受人欄記載の方へ耕作者を変更するものであります。

以上報告いたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長

無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これを持ちまして、令和4年第11回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時45分 閉会)